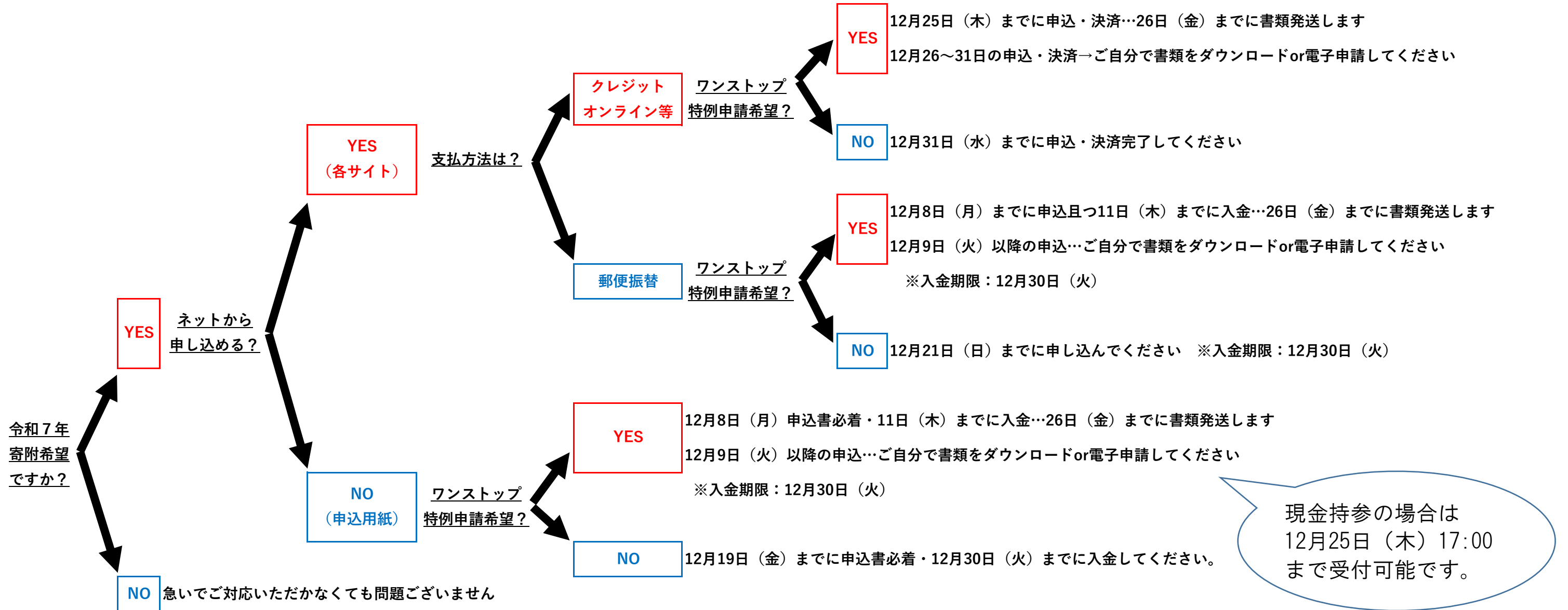


大町市ふるさと納税 年末年始お問い合わせフローチャート



ワンストップ特例制度とは？

ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄付金控除を受けられる便利な仕組みです。

ふるさと納税先の自治体が、1年間で5自治体以内であれば、この制度を活用できます。

通常、ふるさと納税で寄付金控除を受けたい場合には確定申告が必要ですが、会社勤めの方など年末調整を受けている方は、ワンストップ特例制度を利用することで確定申告をしなくても寄付金控除を受けることが可能となります。

ワンストップ特例制度を利用するには、寄付先の自治体に申請書等の必要書類を申請期間内に提出する必要があります。ワンストップ特例制度が適用されると、所得税からの控除は発生せず、翌年の6月以降に支払う住民税から自動的に控除されます。

<注意事項>

- ・決済・振込等金融機関の都合等により処理が翌営業日扱いとなる場合があります。
令和7年寄附を希望の場合、なるべく余裕のある日程のご対応に御協力ください。
- ・クレジット決済が可能なのは各サイトのインターネット申込のみです。
- ・ワンストップ特例申請の様式の掲載場所は【大町市公式HP＞ふるさと寄附金＞ワンストップ特例制度について】内です。

出展：さとふる